

策定年度 (策定年月日)	令和3年度 (令和4年1月24日)
計画期間	自 令和4年度 至 令和8年度

## 鹿児島県霧島市国分上小川地区

## 産業の導入に関する実施計画書

鹿児島県霧島市

## 目 次

前 文	1
1 地域の概要	1
2 計画の目的	2
3 計画の目標年度	2
第1 産業導入地区の区域	3
1 産業導入地区の名称	3
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	3
3 産業導入地区の地目別面積	4
4 産業導入地区の現状及び活用の見込み	5
5 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
6 産業導入地区の区域の設定の考え方	8
第2 導入すべき産業の業種及びその規模	9
1 導入すべき業種	9
2 導入すべき産業の規模	9
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	11
1 農業人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	11
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という） の現状・見込み	11
3 認定農業者等の育成に関する計画の現状・見込み	12
4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	13
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	14
1 施設用地と農用地等との利用の調整	14
2 関係部局との調整	18
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	19
1 施設用地の整備	19
2 道路等の施設整備	19
3 技術者の確保及び関連企業との交流連携等	20
4 定住等及び地域間交流の条件の整備	20

第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	21
1	労働力の需給の調整	21
2	農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	21
第8	産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	22
第9	その他必要な事項	24
1	環境の保全等	24
2	農村地域への活力維持増進への配慮	24
3	過疎地域への配慮	24
4	農業団体等の参画	24
5	関係部局間の十分な連携	24
6	企業への情報提供等	25
7	遊休地解消に向けた取組	25
8	企業撤退時のルール	25
9	実施計画のフォローアップに関する事項	25
10	その他	25

#### 添付図面等

- 別紙1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙2 既存企業の立地状況
- 別紙3 立地条件表

- 図面1 産業導入地区位置図
- 図面2 都市計画区域図、用途地域図
- 図面3 土地利用計画図
- 図面4 県営湛水防除事業（国分南地区）位置図
- 図面5 工業団地・企業の位置図

## 前 文

### 1 地域の概要

霧島市(以下、「本市」という。)は、南九州及び鹿児島県本土のほぼ中心部に位置し、北部には日本最初の国立公園に指定された風光明媚な霧島連山を有し、南部は広大な平野が波静かな錦江湾に接し、その約 35 kmにも及ぶ海岸線からは雄大な桜島が一望できるなど多彩な自然資源に恵まれた都市である。平成17年、国分市、隼人町、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町及び福山町の1市6町の合併により本市が誕生した。人口は 125,857 人(平成 27 年国勢調査)と、昨今の少子高齢化の波を受け、平成 12 年をピークに減少傾向にあるものの、県内第 2 の人口規模を誇る。総面積は 603.18 km<sup>2</sup>と鹿児島県全体の面積の約 6.6%で、山林が 63.1%、農地(田畑)が 13%、宅地が 5.4%を占める。本市はこれらの豊かな特色が恵まれた立地条件として機能し、文化的多機能都市として発展を成し遂げてきたところである。

本市発展の大きな要因の一つとして、南九州交通の要衝として交通インフラに富んでいることが挙げられる。

道路については、九州縦貫自動車道の横川 IC、溝辺鹿児島空港 IC、東九州自動車道の隼人西 IC、隼人東 IC、国分 IC<sup>1</sup>の計 5 箇所の IC を介して、県内各都市はもとより九州の大都市圏(福岡・熊本等)までスムーズにアクセスできる高速道路網を備え、産業経済の広域ネットワークに関して高い利便性を有する。また、国道 10 号により鹿児島市を經由して薩摩半島方面へ、国道 223 号・504 号により空の玄関・鹿児島空港(溝辺地区)と結ばれているなど県内の主要な幹線道路とされる国道網が整備され、県内の人的交流の促進と経済発展に大きく寄与している。

鉄道については、かつてJR九州日豊本線・小倉～鹿児島中央(鹿児島市)の在来線のみであったところ、平成 23 年の九州新幹線・博多～鹿児島中央間の全線開通以降、九州南北間の移動時間が短縮し、飛躍的に利便性が高まった。市内の主要駅(国分駅・隼人駅)から鹿児島中央駅まで約 40 分で移動できる<sup>2</sup>こと等から、九州新幹線を利用した本市との往来が格段に増加した。ほかにも、在来線であるJR九州肥薩線・八代～隼人間が存在し、本市の市民生活や観光振興の上で不可欠な役割を果たしている。

空路については、昭和 47 年、鹿児島空港が旧溝辺町にて開港し、現在では年間乗降客数が約 5,769 千人と全国第 9 位、取扱貨物量に関しても全国第 6 位<sup>3</sup>を誇るなど、道路・鉄道同様、本県の国際化や産業経済上で極めて重要な役割を果たしている。ソウル線、上海線、台北線、香港線といったアジア主要都市を結ぶ国際便が定期就航しているほか、東京・大阪・名古屋・福岡等の国内大都市圏各地へ発着されている。さらには、海路として志布志市に位置する志布志港では台湾線、韓国線、中国線が定期運航し、東京・大阪・神戸・沖縄など各地へ発着するなど、昨今の東九州自動車道の開通を契機に、本市の陸空以外の交通の選択肢として期待されている。

<sup>1</sup> 国分 IC は霧島市役所から約 5km、京セラ株式会社 鹿児島国分工場が立地する山下工業団地から約 3km と近接

<sup>2</sup> 霧島市役所の最寄り駅である国分駅から鹿児島中央駅まで特急列車で約 40 分。

<sup>3</sup> 鹿児島県 HP (港湾空港課作成) より

そのような中、本市の農業は古くから重要な基幹産業として、霧島山系から錦江湾までの市央部を流れる天降川と、その流域に広がる肥沃な田園地帯において市北部の上場地域では、夏場の冷涼な気象条件を活かした夏秋露地野菜などの畑作、水稻、茶及び畜産を主体とした農業が行われている。市南部の下場地域では、水稻を中心に温暖な気候を活かした多種多様な農業が行われている。

しかし、担い手の減少や農業経営者の高齢化に加え、農産物の輸入自由化の進展により、わが国の農畜産物の価格は低迷し、結果として農業所得も低い水準にとどまるなど多くの課題を抱えており、時代と環境の変化に対応した新たな農業の展開が求められている状況にある。

このようなことから、認定農業者の育成や農業経営の法人化、農業生産の組織化等による多様な担い手の育成、家族経営協定の締結を通じた女性の経営参画、新規就農者の確保・育成、高齢者の活動促進、担い手への農用地利用集積の促進を円滑に進めることが不可欠である。さらに、安定した農村社会の実現を目指して、担い手農業者を育成するとともに、兼業農家の安定的な就業の場の確保を図る必要がある。そのため、より一層安定した就業先を創出し、現状の不安定な兼業を解消することが求められている。

## 2 計画の目的

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいて、農村地域産業の導入に関する実施計画を策定し、規模縮小農家や離農者をはじめ、非農家、市外からの移住者等に幅広く安定した就業機会を確保する。農業については認定農業者等への農地の利用集積を加速化するとともに、地域資源管理の担い手の育成・確保を図る。また、農業従事者の多様な就業機会の確保はもちろんのこと、安定的な農業経営のため、複合経営農家や集落営農組織の推進による所得向上及び農業構造の改善を図ることで、農業と産業の均衡ある発展を図る。

## 3 計画の目標年度

計画期間は令和4年4月から5ヵ年とし、令和8年度までに産業の導入の目標を達成する。

## 第1 産業導入地区の区域

### 1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備 考
国分上小川地区	新規

### 2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所 在			地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	市町村	大字	字		公簿	現況		
国分上小川地区	霧島市	国分上小川	西ノ丸 森ノ木	別紙1	田	田	97,333.00	
					畑	畑	15,101.00	
					公衆用道路	公衆用道路	2,417.96	
					用悪水路	用悪水路	4,228.74	
計							119,080.70	

位 置 図面1「産業導入地区位置図」のとおり

地 番 別紙1「産業導入地区の所在、地番、面積等」のとおり

立地条件 別紙3「立地条件表」のとおり

### 3 産業導入地区の地目別面積

(単位: m<sup>2</sup>)

地区名	区分	農地等					宅地その他						合計		
		田	畑			採草放牧地	計	宅地	内施設用地等	山林	原野	埋立地		その他	計
			普通畑	樹園地	草地										
国分上小川地区	地区全体	97,333.00	15,101.00				112,434.00						6,646.70	6,646.70	119,080.70
	農振地域	96,239.00	14,584.00				110,823.00						6,646.70	6,646.70	117,469.70
	農用地区域	96,239.00	14,584.00				110,823.00								110,823.00

(用途区域別面積(m<sup>2</sup>))

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
国分上小川地区	110,823.00 (農用地)	—	—	—	110,823.00

#### 4 産業導入地区の現状及び活用の見込み

本市には農村地域工業等導入促進法に基づき整備した地区が3地区あるが、すべての地区で産業の導入が完了しており、未決定面積はない。

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積	造成済面積			産業導入不可面積
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
令和2年 (現状)	野口地区	142,804	142,804	0	0	0	0	0	0
	久留味川地区	118,232	118,232	0	0	0	0	0	0
	横川地区	230,669	225,670	0	0	0	0	0	4,999

※産業導入不可面積は、宅地以外の山林・雑種地等の合計

#### 5 地域開発、土地利用計画諸法との関係

##### 【国分上小川地区】

##### (1) 地域開発法等の指定

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥ 農振地域	7. 過疎地域	⑧ 都市計画 (線引・ <u>非線引</u> )
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

##### (2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地 域	自然保全地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

##### (3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途地域 外	用途地域	用途地域 外		
1	2	③	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	その他 (第2中高層)	未指定
1	2	3	4	5	⑥	⑦



(4) その他

① 都市計画法に基づく指定状況

〈国分都市計画区域〉

都市計画区域指定の範囲 4,428ha  
 都市計画区域の指定年月日 昭和 31 年 10 月 8 日 (当初)  
 昭和 59 年 4 月 13 日 (最終)  
 用途地域指定の範囲 1,268.0ha  
 用途地域の指定年月日 昭和 62 年 4 月 1 日 (当初)  
 令和 2 年 3 月 31 日 (最終)

〈霧島市 全体〉

都市計画区域指定の範囲 18,504ha  
 用途地域指定の範囲 2,220.4ha  
 図面2「都市計画区域図、用途地域図」のとおり

② 農地転用に関する調整の結果の状況

関係機関と調整した結果、農地転用の見込みはついている。

③ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定状況

農業振興地域の範囲 46,539ha (令和 2 年 3 月 24 日指定)  
 農業振興地域の指定年月日 平成 18 年 12 月 8 日(当初)

農用地区域の範囲 5,113.4ha (令和元年 12 月 31 日時点)  
 農用地区域の認可年月日 平成 19 年 2 月 8 日(当初)  
 図面3「土地利用計画図」のとおり

④ 土地改良事業の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

・ほ場整備事業(S43～S55)

・湛水防除事業(H9～H21) 図面4「県営湛水防除事業(国分南地区)位置図」のとおり

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工・完了 年度
県営ほ場整備事業 (国分地区・国分2期地区)	613.0	2,067,823	国分地区 整地工 230ha、用排水路 60.8km 国分2期地区 整地工 383ha、用排水路 100.2km	鹿児島県	S43～S50  S45～S55
湛水防除事業 (国分南地区・国分南 2 期地区)	189.0	3,055,650	国分南地区L=2,030m 国分南 2 期地区L=1,377m	鹿児島県	H9～H21

⑤ 産業導入地区周辺における企業の立地状況

図面5「工業団地・企業の位置図」及び別紙2「既存企業の立地状況」のとおり

## 6 産業導入地区の区域の設定の考え方

### (1) 選定の経緯

近年の本市の農業の現状を見ると、農業従事者の高齢化に伴い、長期的に農家数が減少していく傾向にある中で、特に高齢農業者の離農が進むなど、担い手の減少が進行しており、農業経営は依然として厳しい環境にある。

よって、農村地域産業導入実施計画により、新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図り対策を講じることとした。

また、候補地の選定にあたっては、安定的な農業経営の確保を前提に、以下のように検討し整理を行った。

### (2) 選定方法

① 市全域を対象に以下の条件から開発可能な土地を整理した。

#### <法適用条件>

現状の法規制状況等を踏まえ、誘致企業等開発可能な区域を抽出する。

具体的には、居住系用途地域、農用地区域、森林地域、自然公園地域、災害区域などの区域を対象外とする。

#### <自然条件・社会条件>

自然条件や社会条件を踏まえ、企業誘致に望ましくない土地を整理する。

具体的には、住宅用地や商業用等の宅地や埋蔵文化財包蔵地等の開発を抑制すべき地区等を整理する。

企業ニーズに合致する一定規模の面積を確保できる土地は、開発容易性等も勘案すると、農用地区域内にしか存在しない。

そこで、農用地区域内から開発可能地を選定することとした。

② 農用地区域内における候補地から、接道条件や周辺の土地利用状況等を勘案し、以下の選定基準に基づき定量的・定性的評価を行った。その結果、最も評価の高い地区を産業導入地区に選定した。

選定にあたっては、第5による施設用地と農用地等との利用の調整を行った。

#### <選定基準>

- ・敷地面積（概ね 10ha 以上）
- ・敷地の形状（傾斜・形状）※一定規模の幅のある整形な土地（概ね 30m 以上）
- ・道路接道（主要道路に接道、主要道路へのアクセス性）
- ・開発の容易性（インターチェンジ周辺、既存工業団地周辺）
- ・土地利用や市街地の状況（周辺市街地の状況、学校・駅等への近接性）

## 第2 導入すべき産業の業種及びその規模

令和8年度までに産業導入地区に導入すべき業種及び規模は、次のとおりとする。

### 1 導入すべき業種

本市の恵まれた立地条件を活かした産業拠点の強化を図るため、導入する業種は「鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画」で定められている業種のうち、本市において、①安定した就業機会の確保が図られること、②雇用構造の高度化に資すること、③公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られることを満たす下記の業種とする。

地区名	業 種		
	大分類	中分類	小分類
国分上小川地区	製造業	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	281 電子デバイス製造業
			289 その他の電子部品・デバイス・ 電子回路製造業

### 2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の業種	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模
			施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
国分上小川地区	電子デバイス製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 55,011	m <sup>2</sup> 3,507	m <sup>2</sup> 58,518	人 560	人 240	人 800	百万円 25,000
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	所数 1	m <sup>2</sup> 58,663	m <sup>2</sup> 1,900	m <sup>2</sup> 60,563	人 350	人 150	人 500	20,000
	計	所数 2	m <sup>2</sup> 113,674	m <sup>2</sup> 5,407	m <sup>2</sup> 119,081	人 910	人 390	人 1,300	45,000

注) 企業数は1社である。

### 第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和8年度までに就業する農業従事者(その家族を含む。以下、同じ)は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
国分上小川地区	電子デバイス製造業	1	168人	72人	240人	30.0%	30.0%	30.0%
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	105人	45人	150人	30.0%	30.0%	30.0%
	計	2	273人	117人	390人	30.0%	30.0%	30.0%

注) 企業数は1社である。

#### 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

本市における産業の導入と相まって令和8年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

##### 1 農業人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農家人口	農業従事者		
			農業就業人口	基幹的農業従事者
令和2年 (現状)	2,925 人	2,668 人	2,415 人	1,623 人
令和8年 (見込み)	2,340 人	2,134 人	1,932 人	1,298 人

資料:農林業センサス(2020年)

##### 2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という）の現状・見込み

区 分	認定農業者		認定新規就農者	集落営農
		法人		
令和元年度 (現状)	経営体 275	経営体 56	経営体 17	経営体 1
令和8年度 (見込み)	経営体 254	経営体 56	経営体 20	経営体 1

資料:令和元年度担い手の実態に関する調査

### 3 認定農業者の育成に関する計画の現状・見込み

#### (1) 認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積 ①	認定農業者への農用地の利用集積面積				認定農業者の利用集積率 (%)②/①
		所有面積	利用権設定	農作業受託	計②	
令和元年度 (現状)	5,113ha	607ha	1,084ha	0ha	1,691ha	33%
令和8年度 (見込み)	5,087ha	593ha	1,254ha	0ha	1,847ha	36%

資料:担い手の農業利用集積状況及び確保すべき農用地等の面積の達成状況(2019年)

#### (2) 認定農業者の経営規模

目標とする営農類型 (作目・部門名)	認定農業者の数		経営規模	
	令和元年 現状	令和8年 見込み	令和元年 現状	令和8年 見込み
稲作	12戸	10戸	118ha	118ha
雑穀・いも類・豆類	1戸	0戸	4ha	0ha
工芸農作物	51戸	42戸	494ha	494ha
露地野菜	8戸	6戸	40ha	40ha
施設野菜	9戸	7戸	17ha	17ha
果樹類	4戸	3戸	16ha	16ha
花き・花木	6戸	4戸	10ha	10ha
その他の作物(菌茸類)	1戸	1戸	0.03ha	0.03ha
酪農	9戸	6戸	740頭	700頭
肉用牛	76戸	76戸	11,032頭	11,000頭
養豚	8戸	8戸	13,843頭	13,900頭
養鶏	6戸	6戸	28,519,900羽	28,519,900羽
その他畜産(養蜂)	1戸	0戸	100群	0群
複合経営	83戸	85戸	466ha	486ha

資料:令和元年度担い手の実態に関する調査及び各農業経営改善計画

#### 4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

本市の農業構造については、九州自動車道や鹿児島空港等の高速交通網の発達、更には、国分隼人テクノポリス地域の指定により大手企業等が数多く進出したことで人口の増大が著しく、混住化が進むと同時に、就業の場が出現したことで兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したものの、近年このような兼業農家も含め高齢化が進み、農業の担い手不足が一層深刻化している。

また、農業者の農地に対する資産的保有意識が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は発展しにくい状況にあったが、近年兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まりつつある。

##### (1) 農用地の集積・集約化の推進

農業生産力の維持向上を図っていくためには、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を推進する必要があることから、霧島市農業再生協議会を活用し、関係機関・団体の緊密な連携のもと、「人・農地プラン」に基づいた農地中間管理事業、農業委員会による農地のあっせん事業、集落営農の組織化による面的集積の取組推進による農地の効率的な利用を図る。

また、農用地利用集積に係る情報の収集・分析活動を行い、集団化・連坦化した条件で担い手に農用地を集積する。

##### (2) 認定農業者等の育成

認定農業者制度は、市が策定する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業者自らの創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市等が認定し重点的に支援措置を講じる農業者であり、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため農業委員会による農地の利用調整活動や農地中間管理機構等による農地売買、農地賃借等を通じて、経営規模拡大志向のある認定農業者への農地の集積を促進する。

また、自己チェックを促進し、経営相談や経営診断を通じた経営管理能力及び技術向上を図るなど認定農業者の経営発展を支援する。

##### (3) 農業経営の法人化の方向

経営規模の拡大などに意欲的で、高度な経営管理を必要とする農業者に対して農業経営の法人化を推進し、地域農業の中核を担う先導的な経営体を育成する。



## 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

産業導入地区は、鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画第5に基づき、以下のとおり農用地等との利用の調整を行った上で、①産業拠点としての更なる機能強化が図れること、②農用地区域内であるが面的整備を行って一定年数が経過していること、③必要面積が確保できること、④農用地利用上の支障が軽微であること、⑤交通の利便性が確保できること、⑥基幹産業である農業の振興施策との調和が保てることから、京セラ株式会社国分工場近接地において区域を設定したものである。

### 1 施設用地と農用地等との利用の調整

国分上小川地区における施設用地と農用地等との利用の調整内容については、以下のとおりである。

#### (1) 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の設定に当たっては、①都市計画上の用途地域、工業適地・工業団地、②農業振興地域外、③農用地区域外、④農用地区域内の順で候補地の検討を行った。

##### ① 都市計画上の用途地域、工業適地・工業団地

本市の都市計画法による工業地域では土地利用が進んでいる。また、用途地域内には商業系の用途地域や住居系の用途地域も指定されているが、それぞれの用途に即した土地利用が進んでおり、工業地域に変更して工業用地としての土地利用が可能なまとまった用地はない。

また、産業導入地区の設定においては、市の産業技術を牽引する最先端の工業団地としての充実を図るため、京セラ株式会社国分工場エリアの拡大を目的としているため、当該工場の遠隔地は工業用地として適さない。

##### ② 農業振興地域外

本市における農業振興地域外は、都市計画法に基づく用途地域、同法に基づく臨港地区、大規模森林区域である。用途地域については、①に示したとおりであり、臨港地区も同様である。大規模森林においては地形の傾斜が緩やかで10ha以上の開発面積を確保できる場所は、傾斜度5度以上の急傾斜地しかなく、災害・水害など防災面での課題への対応や環境面への配慮も必要である。このことから、新たな工業団地として利用できる用地はない。

##### ③ 農用地区域外

農業振興地域の内、農用地区域以外(白地)に小規模に点在している用地はあるものの、産業団地として整備可能なまとまった用地の確保は困難な状況にある。

#### ④ 農用地区域内

前述のとおり、農用地区域外において検討を行ったが、いずれも施設用地に適した地形の場所で十分な面積が確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において区域を設定することとなった。

工業用地の選定にあたっては、土地利用の状況等から敷地の規模や道路の接道等、定量的・定性的評価に基づき実施した。

なお、本市の企業立地に関する考えや企業ニーズ、また工業用地整備の容易性を用いて評価項目を設定した。

##### ・「都市づくりの実現に関する評価項目」設定の考え

本市の政策と連動させることで、開発を円滑に進めて行くことが可能となる。また、本市の将来像実現において必要な場所に誘導していくことも重要である。これにより、企業においては、産業集積による連携効果等も期待できる。

そこで、本市の政策、土地利用の将来像との整合を示す「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画の位置づけを評価項目として設定する。

##### ・「企業のニーズに関する評価項目」設定の考え

企業ニーズによる評価項目を設定する。具体的には、関連企業・市場等の近接性や高速道路の利用しやすさ、また、開発費用の軽減として土地の造成の観点から土地の傾斜度等を評価項目として設定する。

##### ・「工業用地整備の容易性に関する評価項目」設定の考え

工業立地を進める過程では、様々な法令や規制が関係する。また、周辺環境との調和を図るとともに、産業活動の持続性を確保することも重要となる。これらの項目は、開発に当たって調整が長期化するなどのリスクも含まれる。

そこで、工業用地整備の容易性として、法的手続きの容易性や周辺土地利用の影響等を評価項目として設定する。

以上の項目評価による検討の結果、産業導入地区として国分上小川地区が適当であると判断した。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

(1)により選定した国分上小川地区について、基本計画第5(2)に基づき以下の項目において検討した結果、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないと認められる。

① 高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地集積・集約化の推進等への支障

本計画地は一団の農地の東端に位置し、西側を除く3辺が外周部に接しており、東側は京セラ国分工場に隣接している。今回は東端の全域を除外し、西側の集団性は保たれることから高性能機械による営農や効率的な防除等に支障をおよぼすおそれはないと考えられる。

また、産業導入地区の設定に伴い、耕作面積が減少する者に対して、農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農用地の利用集積を推進することで、農地集積・集約化の推進等への支障を最小限に留めることとする。

② 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障

産業導入地区には、担い手となる効率的かつ安定的な農業経営を営む者は8名である。

なお、産業導入地区における担い手の耕作面積は約26%と比較的小さく、農用地の利用集積への支障は少ないものと思われる。今後も継続して農業委員会や農地中間管理機構と協力し、担い手への農用地の利用集積を推進することとする。

③ 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障

産業導入地区の設定に伴う道路及び水路等の分断がないことから、周辺の土地改良施設の機能に支障をきたすことはない。

(3) 面積規模が最小限であること

新たに設定する区域は、事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえた区域面積を設定し、かつ計画期間内に立地することが確実と認められ、必要最小限の面積である。

(4) 土地改良事業の取組に支障を及ぼさないこと

① 県営ほ場整備事業(国分地区・国分2期地区)が実施されているが、昭和55年度に工事が完了しており、受益地の転用による補助金の返還は生じないが、排水路の付け替えを行うため、用途廃止及び機能交換の手続きが必要である。

② 県営湛水防除事業(国分南地区・国分南2期地区)の受益地であるが、平成21年度に工事が完了しており、受益地の転用による補助金の返還は生じないが、用排水路については利用制限期間を経過していないため関係機関との協議が必要である。

③ 当該地区において、実施が予定されている土地改良事業の計画はない。

また、当該地区においては、土地改良事業(面的整備を除く。)を実施しているが、事業の工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

当該地区は、農地中間管理機構関連事業の取組は行っておらず、計画はない。

## 2 関係部局との調整

### (1) 都市計画部局との調整

霧島市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）において、本市が目指す「集約型多極連携ネットワーク都市構造」では、国分・隼人の2つの「市街地地域」の中心を本市の主要な都市機能を集約する「都市核」と位置づけ、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の各総合支所等周辺地域を「地域拠点」と位置づけた上で、それぞれが個性ある機能分担を図りながら連携しあう交流ネットワークの構築を進め、市域全体での魅力と活力ある都市づくりを進めるとしている。

そのなかで、当該地域は「市街地地域」に属しており、マスタープランの都市構造における市街地地域は、住宅立地の適正な誘導に努めるとともに、工業用地への企業立地を推進し、産業と環境が調和した地域づくりに努めるとしている。

また、マスタープランの土地利用の方針における工業地については、更なる企業誘致を推進するため、インターチェンジ周辺の広大な土地などを対象に工業地の拡充を図るとしている。さらに、地域別構想における国分地域の工業系の土地利用については、山下町や野口北地区などに立地する工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図るとしている。

このようなことから、本市の将来都市構造の「市街地地域」に位置づけられる当該地区については、周辺部の土地利用との整合性及び自然環境との調和を十分考慮した都市的土地利用の調整を図ることとする。

### (2) 環境部局との調整

産業導入地区には、自然公園地域、自然公園特別地域、自然公園特別保護地区、鳥獣保護区は含まれておらず、また、天然記念物等の生息地もないことから地域環境保全に影響を及ぼすおそれがないと確認している。

### (3) 農政部局との調整

産業導入地区を整備するにあたっては、以下について関係機関と調整を行う。

#### ① 土地改良事業

土地改良財産の処分（用途廃止・機能交換）について、関係機関と調整を行う。

#### ② 多面的機能支払交付金

産業導入地区には、多面的機能支払交付金の実施区域がある。また、補助金返還等について協議が必要であるため、関係課と調整を行う。

## 第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 1 施設用地の整備

- (1) 用地面積等 12.0ha  
(産業用地 11.4ha 道路等公共施設 0.6ha)
- (2) 用地調達の方法 所有権
- (3) 用地の取得
  - ・ 事業主体 霧島市土地開発公社
  - ・ 造成年次 令和5年7月～(予定)
  - ・ 分譲開始 令和7年7月～(予定)

### 2 道路等の施設整備

産業の用に供する施設の整備・土地利用の誘導を計画的に実施し、優良農地の確保と地価の安定に努める。以下に、道路・産業用水等・排水・緑地の整備等についての整備方針を示す。

- (1) 道路(事業主体:霧島市土地開発公社、整備年次:令和5年7月施工予定)

産業導入地区は接道する市道上小川～迫田線から市道川跡～山下線を経由して県道日当山敷根線と接続する。また、産業導入地区外周部分の市道は歩道設置、道路拡幅の整備を行う方針とする。

- (2) 産業用水等

工業用水は、上水道事業が完了しており、上水道により供給する。しかし、工業用水については可能な範囲で給水を行うが、工業用水として不足する分については、進出する企業が地下水利用のための整備を行う方針とする。

- (3) 排水(事業主体:霧島市土地開発公社、整備年次:令和5年7月施工予定)

雨水排水は、開渠・管渠により集水し、調整池を経て水戸川に放流する。

工業排水は、立地企業で水質汚濁防止法及び市・県条例に定められた基準値以下に個別処理し、専用管渠により公共下水道に放流する。

- (4) 緑地の整備等(事業主体:霧島市土地開発公社、整備年次:令和5年7月より順次施工する。)

隣接する農地等の環境に配慮し、騒音や振動等による環境の悪化に対する防止策として、鹿児島県土木部建築課の「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き:平成31年4月」に基づく緩衝帯を街区の外周部に整備する。

### 3 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

#### (1) 技術者の確保・育成

鹿児島県やハローワーク、市内教育機関等との連携を強化し、技術者の確保に努める。

また、職業能力開発短期大学校等を活用するほか、地域に貢献する人材育成の観点から、包括連携協定を締結する大学等（「第一工科大学及び鹿児島工業高等専門学校」という。以下同じ。）との連携を密にし、企業の求める中堅・高度技術者の育成に努める。

#### (2) 研究開発・技術開発の推進

鹿児島県や商工関係機関と密に情報共有を図り、鹿児島県工業技術センター等の公的研究機関や大学等の連携を強化し、地域産業の高度化や高付加価値等を実現する研究・技術の開発の推進に努める。

#### (3) 関係企業との交流・連携

関係機関・団体の協力のもと、産業導入地区をはじめ農村地域を含む市域全般において、関連企業や誘致企業との交流・連携等が促進されるように努める。

### 4 定住等及び地域間交流の条件の整備

地域を活性化させるために、新たな定住者に対して補助等の支援を行うとともに、市外からの移住人口の増加を促進するため、定住に必要な情報発信を行う。

公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進を図るため、地域交通ネットワークの充実を図る。

地域ニーズにあった多様な交通手段を確保するため、「霧島市地域公共交通網形成計画」に基づき、路線等の見直しを行う。また、総合支所や本庁、空港やJRなど交通結節点を核とした交通網を形成するため、隼人駅東の活用を含めた交通拠点の整備及び二次アクセスの強化を図る。

さらに、航空機利用を促進するため、国、県や関係機関と連携し、航空路線の確保・拡大に努める。

また、国県道をはじめとする円滑な道路交通ネットワークの形成を推進するため、東九州自動車道の四車線化、北薩横断道路等の整備促進、市道（街路）については年次計画により整備を進める。

災害時における各防災拠点へのアクセス道路の確保や、雨水管理総合計画に基づく市街地の浸水対策の推進、激甚災害にも耐え得るまちの形成を目指す。

さらに、関係機関と連携を図りながら総合防災訓練を実施し、更なる相互応援体制の充実・強化に努める。また、新たにコミュニティ無線を整備する地区について、市民活動推進課と連携しながら、コミュニティ無線と防災無線の接続に対する理解を深め、接続を促進していく。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

### 1 労働力の需給の調整

計画期間中に導入される産業から雇用需要は 1,300 人程度と見込まれる。これに対し、農業従事者等農家世帯員から 390 人の就業を促進することを目標とし、地域内において農業構造の改善を図るための事業を促進するとともに、農業に必要な労働力確保に十分配慮の上、農業従事者が円滑に就業できるよう指導援助する。

若年層の雇用については、公共職業安定所等関係機関の活用等によって地域内就職を促進する。また、進出企業の労働力の確保にあたっては、地元企業との雇用の調整に配慮するよう指導する。中高年齢者の雇用については、能力開発に係わる制度や職業能力開発施設等を活用して能力の再開発を行い、雇用の拡大を図るよう努める。障がい者の雇用については、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保、並びに、一般雇用や福祉的就労の促進に努め、障害のある人の雇用機会の拡大を図るよう努める。

雇用にあたっては、関係行政機関、農協、農業委員会、公共職業安定所、進出企業等と緊密な連携をとり、農業及び既存企業等の労働力の調整には特に配慮する。

### 2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

市は、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努める。

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるように、職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

また、地元の農業従事者が導入産業へ円滑に就業できるように、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講じる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高齢者や障がい者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力の発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

また、労働力の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、導入企業への雇用管理の改善や求人・求職条件での指導及び援助を行っていく。



**第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項**

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備考
農業生産基盤整備事業	中山間地域総合整備事業(横川安良地区)	農業用排水施設整備一式 農道整備一式, ほ場整備一式 農村生活環境基盤整備一式	鹿児島県	80	1,000,000	H27～H31	
	ほ場整備 地域用水環境整備事業(竹山ダム地区)	溝辺 A-24・25・36・36・37 曝気装置一式(竹山ダム) 溝辺 B-3・8・12・15	鹿児島県	1,360	209,329	H27～H33	水質保全対策事業
	ほ場整備 農村振興総合整備事業(霧島西部地区)	溝辺地区(霧島西部) 区画整理 54ha 用排水路 3,106m、 保全一式	鹿児島県	120	1,371,100	H21～H29	集落基盤整備事業
	ほ場整備 経営体育成基盤整備事業(中山間地域)(第一国分、第二国分、溝辺地区)	溝辺・国分第1・第2 区画整理 60ha、 用排水路 2,000m、 農道 2,000m	鹿児島県	81	1,750,000	H30～H38	集落基盤整備事業
	総合整備事業 中山間地域総合整備事業(福山地区)	福山地区 生産基盤一式、環境基盤一式	鹿児島県	99	1,122,749	H22～H31	中山間地域総合整備事業
	総合整備事業 経営体育成基盤整備事業(中山間地域型)(北霧島地区)	横川地区(北霧島地区) 生産基盤一式、環境基盤一式	鹿児島県	115	1,648,000	H28～H35	中山間地域総合整備事業

区分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備考
農業生産基盤整備事業	用排水路整備 水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)(十三塚原)	溝辺 A-7・8・9・10 用排水ポンプ 3基、送水管 800m	鹿児島県	1,044	545,000	H29～H36	水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)
	防災施設整備 農村地域防災減災(河川応急)事業(橋口地区)	霧島 A-1 (橋口地区) 頭首工一式、護岸工 40m	鹿児島県	2	176,800	H24～H32	農村地域防災減災事業
	防災施設設備 農村地域防災減災(河川応急)事業(大窪地区)	牧園 A-1 頭首工一式	鹿児島県	4	108,500	H24～H29	農村地域防災減災事業
	防災施設設備 農村地域防災減災(農村災害)事業(霧島 1 地区)	霧島 B (上金割池) 用排水路 2,500m、土留工一式、土砂崩壊防止 3ha	鹿児島県	50	341,150	H28～H33	農村地域防災減災事業
	農用地等保全施設設備 農村地域防災減災(シラス)事業(空港東地区)	隼人 A-20 空港東 排水路 10,000m、農道 800m	鹿児島県	53	1,088,300	H29～H34	農村地域防災減災事業
	農用地等保全施設設備 農村地域防災減災(用排水)事業(有村地区)	牧園 A-1 (有村地区) 用排水路 840m	鹿児島県	15	345,800	H34～H38	農村地域防災減災事業
	防災施設設備	国分 A-3・4・5 樋門改修一式	鹿児島県	141	198,100	H27～H29	海岸堤防等老朽対策緊急事業

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

産業の導入にあたっては、地域住民の生活及び農業生産に悪影響を及ぼさないよう企業選定に配慮し、公害の未然防止に努める。選定した立地企業に対しては、環境の保全、農村地域の環境保全等に十分配慮するため環境関係諸法令及び「鹿児島県環境基本条例」、「鹿児島県公害防止条例」、「霧島市環境基本条例」、「霧島市水資源保全条例」、「霧島市生活環境美化条例」を遵守させる。

進出した立地企業と公害防止協定を締結し、市は立地企業に対して公害防止対策及び公害防止上必要な報告を義務づけるとともに、立ち入り検査等を実施して公害発生の防止に努める。

さらに、地域の環境との調和を考慮しつつ、工場敷地の緑化等により事業所及びその周辺部の環境整備に努めるものとする。事業活動によって生ずる廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理されるよう指導するとともに、リサイクルの推進に十分配慮する。

### 2 農村地域への活力維持増進への配慮

地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう産業の導入や定住条件の整備及びハローワーク等の職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

### 3 過疎地域への配慮

当市の一部地域（横川町・牧園町・霧島町・福山町）が過疎地域に指定されており、霧島市過疎地域持続的発展計画に基づく施策との連携を積極的に図り、円滑な事業実施が図られるよう努める。

### 4 農業団体等の参画

産業導入地区の土地を提供した者に対する代替地の斡旋等については、霧島市農業委員会、農業協同組合及び土地改良区、霧島商工会議所等と連携を図りながら周辺地域の農地保有合理化に資するよう対応する。また、立地後の企業の定着化を促進するとともに、導入企業と地域社会との相互理解と融和を図り、活力ある地域社会を形成するために、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

### 5 関係部局間の十分な連携

農村地域への立地した企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市、地元企業、誘致企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制を整備する。

## 6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、周知徹底を図るとともに、立地後においても、その定着化を図るために必要な指導その他支援を行う。

また、農林水産省及び九州農政局に設置された、農村地域産業導入支援施策活用窓口、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

## 7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の確認を行い、既存の工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地等、活用されていない土地が存する場合には、その活用を優先する。

## 8 企業撤退時のルール

経済事情の変化やその他やむを得ない事情により立地企業が撤退する場合は、撤退に関する情報を速やかに市長に報告することを企業に義務づける。

また、撤退した場合の施設の撤去、撤去費用は立地企業が負担する。なお、施設を残置する場合の代替企業の確保は立地企業が斡旋する。さらに、企業の撤退後、実施計画に定めた産業の業種以外の企業が立地する場合は、事前に市と協議を行う。

以上については、契約時にその旨の同意を立地企業に求める。

## 9 実施計画のフォローアップに関する事項

(1) 市は産業の導入地区に係る土地利用の調整の現状、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況について定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努めるものとする。

(2) 定期的な確認の結果、産業導入の促進が適切に発展していない場合や、農業従事者の就業目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、規模縮小及び廃止を含め制度運営の改善を図る。この場合においても当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努める。

## 10 その他

新たな実施計画の策定は、既存の計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等を総合的に勘案し、新たな産業の導入の必要性があり、良好な立地条件、産業基盤、誘致企業活動の実施等、産業の導入の基本となる諸条件が整う場合に行う。